主任児童委員の選任要件

①適性

・児童福祉に関する理解と熱意及び専門的な知識と経験を有していること

・地域における児童健全育成活動の中心となっていること

（具体例）

（ア）児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、保育士等として勤務した者、又は里親として児童養育の経験があること

（イ）学校等の教員の経験を有すること

（ウ）保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有すること

（エ）子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、ＰＴＡ活動等の活動実績を有すること

②年齢（委嘱日時点で計算します）

・原則５５歳未満であること

他に候補者がいないなどの場合は、新任で６５歳未満、再任で６８歳未満まで推薦可能です。

新任で５５歳から６４歳の場合は、様式６（理由書）の添付をお願いいたします。

③居住地

・担当となる区域に２年以上居住していること

市内で、担当区域外に居住している場合は、ご相談ください。

市外在住の方は、新任の候補者になることがはできません。

④勤務先の同意

常勤か非常勤かを問わず、フルタイムか、それに近い雇用形態の方は、勤務先の同意が必要です。推薦の書類を提出される時に、様式５（同意書）を一緒に提出願います。

⑤再任となる場合

・児童福祉、地域福祉及び行政への協力活動が積極的又は普通であること

・民生委員児童協議会への出席率が６０％以上であること

・社会調査、各種報告が良好又は普通であること

⑥候補者として好ましくない例

・市議会議員

民生委員活動と政治活動を区分し得ない場合が生じやすいため

・民生委員活動を政治活動に利用するおそれのある者

活動の趣旨から外れ、市民の相談相手としてふさわしくないため